

学園用地への大規模盛土調査結果について、 大津市は「市の計算結果は誤り」と堂々と主張

幸福の科学学園関西校の校舎棟・寄宿舎棟の除去・使用停止等の義務付けを求める訴訟は、2016年5月12日に20回目の公判を迎えました。公判では、学園用地への「大規模盛土造成地の変動予測調査」の結果、地盤の”計画安全率”が基準値を大幅に下回っていた事について、どのような反論がなされるかという点が注目されていました。結果は、大津市自身の調査結果を自らが根拠を示さず否定するという”結論ありき”の印象を拭えないような主張でした。

大津市の反論要旨 (被告第17準備書面より)

- (1) 大規模盛土調査の結果について、「市の計算結果は誤っている」理由は、学園用地は現在は地崩れしておらず、現況と一致しないため。
- (2) 国交省通達のガイドラインの趣旨に照らすと、盛土調査で使った分析手法は、安全性評価の手法としてなじまない。理由は、大津市の検討委員会で、国交省提示の方法は不相当として採用されなかったため。

今回の主張により、市内60か所近くで既に実施済の調査結果までもが「分析に用いた手法の不備」を理由に全て否定された事になりました。しかし、国交省のガイドラインには「行政が危険区域の指定や勧告を行うための基礎データを得る事」と趣旨が記されており、この前置きに続いて説明された分析手法が“安全性評価の手法としてなじまない”という大津市の主張には矛盾を感じます。さらには、結果数値には触れず、評価手法の方を不相当と判断した大津市・専門委員会での議論は一切引用されず、結果だけを根拠として主張した点も疑問が残りました。

問われる大規模盛土調査の意義 大津市は二次スクリーニング以降の調査を中止

実は、今回の反論主張の中には、「二次スクリーニング以降の計画を一旦中止する」という大津市の防災行政における重要な決定も記されていました。大津市内の比叡平と日吉の2地区では、大規模盛土調査の結果を踏まえた住民向け説明会が既に行われた状態で、同地区の住民からは「調査を中断する事への疑問」や「市の予算制約があるにせよ、可能な対策から始めるべき」という趣旨の意見が出ています。このような中で今後の調査を市内全域で中止することは、調査の意義をそのものが問われる事態であり、理解に苦しみます。(※両地区での説明会の様子は、既にWebサイトで紹介されています。)

まち連だより



2016年
5・6月号



まち連HP

2016年度内での判決へ！いよいよ大詰め

2012年7月に建築確認の取消しを求めてから4年を経た訴訟は、ようやく裁判所の実質的な判決を迎える日が見えてきました。予定では次回7月7日で大津市の反論は終了、原告(住民・専門家)と被告(大津市・専門家)の証人尋問を経て年度内に判決に至る見通しです。

日時	公判の予定
2016/7/7	口頭審理※主張は終了
2016/9/26 (10:00～)	地盤工学専門家尋問 (大津市、住民側の双方)
2016/10/13 (14:30～)	大津市、住民証人尋問
2016/12/末	最終弁論
2016年度内	判決

大津市職員・専門家による「証人尋問」の傍聴を、是非お願いします

大津市の弁護士によれば、今後予定されている証人尋問において、大津市職員・専門家が赴き、地盤の安全性などについて語る用意があるとしています。特に文書提出命令の末に公表された大規模盛土調査の結果や、自らが「既に滑っている値」としていた数値について、初めて公開の場で見解を述べる機会となるだけに、出来るだけ多くの地域住民の方々に傍聴頂きたいと考えています。

証人尋問への意見募集

地盤安全性の観点で、大津市に問い掛けたい事、主張したい事を住民証人尋問に盛り込む事も検討していきます。この機会に、改めてまち連にご意見をお寄せください。

宛先：ooginosato@hotmail.co.jp 7月15日まで

顧問弁護団による法律相談

京都第一法律事務所：

弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489

渡辺・玉村法律事務所：

弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161

けやき法律事務所：弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643

古家野法律事務所：弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788

のぼり旗・ボード掲出継続の届出完了のご報告

仰木の里地域で掲出中のまち連の”のぼり旗”と”ボード”について、2016年6月16日付で屋外広告物条例に定める1年毎の更新の届出を行い大津市に受理されましたのでご報告いたします。残念ながら、幸福の科学学園設置の計画が発覚直後に住民が行った質問・懸念に対する問い掛けに対しては、学園は早々に閉口した状態が今日まで続いています。今の状況では「仰木の里地区への進出は容認できない」という意思表示を続けるを得ません。今回の更新に当たっては、まち連・まちづくりGのメンバーを中心に各自治会での補修を行いました。今後も、著しい破損が見られる”のぼり旗”や”ボード”は、条例遵守のため修復等の依頼をさせて頂くことがあります。ご協力をお願い致します。

